

○守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（一部抜粋）

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
 - (2) センターの行う業務に係る方針に関すること。
 - (3) センターの運営に関する次に掲げる事項
 - ア センターから提出される次に掲げる書類の受理
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - イ センターが行う事業内容に関する評価
 - (4) センターの職員の確保に関すること。
 - (5) 守谷市地域ケア会議設置要綱（平成31年守谷市告示第21号）第3条第1項第2号の地域ケア推進会議を実施すること。
 - (6) 前号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項
 - (7) その他運営協議会が必要と認める事項
- 2 運営協議会は、前項第3号イの評価を行うに当たっては、必要な基準を作成し、同号ア（イ）の事業報告書によるほか、次に掲げる事項を勘案して行わなければならない。
- (1) ケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと。
 - (2) ケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないこと。
 - (3) 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正かつ中立に行っていること。
 - (4) 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないこと。
 - (5) 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するに当たり、委託先の業務に支障のない範囲で委託していること。
 - (6) 事業計画の進捗状況
 - (7) 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されていること。
 - (8) 介護支援専門員への支援が適切に実施されていること。
 - (9) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項